

入札説明書

平成 28 年度

シニアワークプログラム地域事業

茨城労働局職業安定部
職業対策課

「シニアワークプログラム地域事業」の委託業務一式に係わる入札公告（平成 28 年 2 月 22 日付け）に基づく入札等については、他の法令等で定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 藤原 義彦

2 調達内容

(1) 調達件名

「シニアワークプログラム地域事業」の委託業務一式

(2) 調達件名の仕様等

「シニアワークプログラム事業実施要領」（別添 1）、「シニアワークプログラム地域事業委託要綱」（別添 2）、「シニアワークプログラム地域事業仕様書」（別添 3）のとおり。

※ 不明な点については、任意様式の文書により下記 4（1）の担当に照会すること。

(3) 契約期間及び履行場所

契約期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

履行場所：支出負担行為担当官が指定する場所

(4) 入札方法

入札金額は総価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

また、一般競争入札であるが、予算決算及び会計令第 85 条に基づく最低入札価格調査基準額（以下「基準額」という。）を設ける。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）関東・甲

信越地域において、「役務の提供等」で「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされる競争参加資格を有する者であり、かつ、平成 28・29・30 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査を申請する見込みであること。

(5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- ② 労働保険及び厚生年金保険・全国保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ④ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- ⑤ 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。

4 本入札に関する問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒310-8511 茨城県水戸市宮町 1 丁目 8-3 1

茨城労働局安定部職業対策課

担当：高安

電話：0 2 9-2 2 4-6 2 1 9（内線 3 3 3）

(2) 入札説明書の交付期間

平成 28 年 2 月 22 日（月）から平成 28 年 3 月 10 日（木） 16 時まで

5 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成 28 年 2 月 29 日（月） 10 時

(2) 開催場所

茨城県水戸市宮町 1 丁目 8 - 3 1

(3) 出席人数

1 機関あたり 2 名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、平成 28 年 2 月 26 日（金）12 時までに上記 4（1）の連絡先へ電話にて申し込むこと。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310-8511 茨城県水戸市宮町 1 丁目 8 - 3 1

茨城労働局総務部総務課

担当：杉本

電話：0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 1（内線 1 2 0）

(2) 入札書の提出

本案件は電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) で行う。

なお、電子調達システムによりたがい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式によることができる。代理人が紙により入札を行う場合は、入札時までに委任状が必要となる。

紙入札方式の場合は、郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書の提出方法

この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

7（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記（1）まで連絡すること。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない

8 開札

(1) 開札日時及び場所

平成 28 年 3 月 14 日 (月) 10 時

茨城県水戸市宮町 1-8-31 茨城労働局 2 階会議室

(2) 開札の立ち会い

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

電子調達システムにて入札を行う場合、電子調達システムにて再度の入札の締切時刻を通知するため、締切時刻までに入札を行うこと。また、紙により入札を行う場合、開札時に開札場所に入室していない場合、再度の入札を行うことはできない。

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、本入札説明書 3 の競争参加資格を有すること証明する書類（下記 10 (3) の書類）を、平成 28 年 3 月 10 日(木) 16 時までに上記 7 (1) に提出しなければならない。

(3) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなけ

れば、本契約は確定しないものとする。

10 提出書類

- (1) 入札書 (別紙 1) 1 部
- (2) 委任状 (別紙 2) 1 部
- (3) 競争参加資格確認関係書類
(別紙 3 の 1 に記載されている提出書類) 各 1 部

11 その他留意事項

- (1) 入札書の用紙サイズは、A 4 を原則とする。
- (2) 委託に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。
- (3) 委託業者は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ厚生労働省の承認を受けること。
- (4) 委託業者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- (5) 委託業務は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (6) 入札書の作成、提出等に関する費用は、入札者の負担とする。
- (7) 入札書に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 入札書、誓約書に虚偽の記載をした場合は、書類一式を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
- (9) 提出された入札書類は返却しない。
- (10) 入札書類の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。
- (11) 入札書類作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。
- (12) 入札書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。
- (13) 平成 28 年度予算が、平成 28 年 4 月 1 日までに成立しない場合には、別途協議することとする。

◎様式等

- 別紙 1 入札書
- 別紙 2 委任状
- 別紙 3 競争参加資格確認関係書類
- 別紙 4 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙 5 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙 6 保険料納付に係る申立書

- 別添 1 シニアワークプログラム事業実施要領
- 別添 2 シニアワークプログラム地域事業委託要綱
- 別添 3 シニアワークプログラム地域事業仕様書

入 札 書

¥

件 名 :

シニアワークプログラム地域事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
(代 理 人

印
印)

支出負担行為担当官
茨城労働局総務部長 殿

委任状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記事項の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

(委任事項)

シニアワークプログラム地域事業

平成 年 月 日

住所
商号
代表者

印

支出負担行為担当官
茨城労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類

(1) 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）関東・甲信越地域において、「役務の提供等」で「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされる競争参加資格を有する者であり、かつ、平成 28・29・30 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査を申請する見込みであること。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく平成 27 年度の障害者雇用状況報告（6－1 報告）の写。また、平成 27 年度の障害者雇用状況報告において、法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写（計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）を提出すること。

なお、報告対象となっていない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく平成 27 年度の高年齢者雇用状況報告書（6－1 報告）の写。また、平成 27 年度の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写を提出すること。

なお、就業規則の作成義務がない常時 10 人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

(4) 競争参加資格に関する誓約書（別紙 4）

(5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 5）及び添付書類

(6) 保険料納付に係る申立書(別紙 6)及び以下の直近 2 年間の保険料の領収書の写(①、②ともに必須。ただし②についてはいずれか。)

① 労働保険

② 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険

(7) 添付書類（講習計画一覧等）

2 提出部数 各 1 部

3 提出期限 平成 28 年 3 月 10 日（木）16 時（時間厳守）

競争参加資格に関する誓約書

シニアワークプログラム地域事業に係る入札に参加するに当たり、以下の事実
相違がないこと及び事実相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）関東・甲信越地域において、「役務の提供等」で「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされる競争参加資格を有する者であり、かつ、平成 28・29・30 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査を申請する見込みであること。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
 - (1) 入札書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）
 - (2) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - (4) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - (5) 入札書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 6 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)
社名又は代表者名

暴力団等に該当しない旨の誓約書

(私 / 当社) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長

藤原 義彦 殿